⑰　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
　詳細は特記仕様書等による。
⑱　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑲　低入札価格調査制度調査対象工事の場合には、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。
⑳　本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Isao Fukuda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the 4st tunnel of Mihara bypass
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 11 December 2009
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 P.M. 12 February 2010 (tenders brung with 1 : 30 P.M. 12 February 2010 or submitted by mail 1 : 30 P.M. 12 February 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL 082―221―9231 Extension 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 21 年 11 月 10 日
国立大学法人名古屋大学
契約担当役
財務担当理事　高橋　　誠
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋大学（東山）総合研究棟（工学系）等新営その他工事
⑶　工事場所　愛知県名古屋市千種区不老町名古屋大学東山団地構内
⑷　工事概要　本工事は、次に掲げる建物の新築工事を施工する。なお、関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
　建物用途：工学系の実験・研究等及び素粒子物理学の研究を行う実験・研究棟
　構造・階数：鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地上７階建て
　建物規模：建築面積3,542㎡、延べ面積15,298㎡
　敷地面積：699,262㎡（東山団地全体）
⑸　工期　平成23年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート約12,000㎥、鉄筋約1,500ｔ、鉄骨約2,500ｔ、板ガラス約4,500㎡
　なお、本工事の施工範囲は、別冊図面のとおりとする。
⑺　本工事は、工事施工について、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、申請書の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人名古屋大学契約事務取扱細則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省又は本学において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
　①　単体又は共同企業体の代表者
　　鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建て以上かつ延べ面積12,000㎡以上の大学校舎、研究施設又は病院の新築工事
　②　共同企業体の代表者以外の構成員
　　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造地上３階建て以上かつ延べ面積6,000㎡以上の校舎、研究施設、事務所、庁舎又は病院の新築工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
　②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
　③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。